

解体業・破産業に係る変更届に必要な書類一覧

変更事項 提出書類	名称 氏名 住所 変更	法人の 代表者 氏名	法人の 役員 変更	法人の 株主又は 出資者 変更	法定 代理人 変更	使用人 変更	事業所の 名称及び 所在地 変更	事業の用 に供する 施設の 概要変更
解体業変更届出書 又は 破産業変更届出書	○	○	○	○	○	○	○	○
※誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○
※変更後の事業の用に供する 施設の構造を明らかにする 図面、設計計算書、付近の 見取図							○	○
※施設の所有又は使用権原を 有することを証する書面							○	○
※政令で定める使用人の本籍 地記載の住民票及び登記事 項証明書						○		
※変更後の持分 100 分の 5 以 上の株主又は出資者の持株 数又は出資金額を記載した 書類及び本籍地記載の住民 票並びに登記事項証明書				○				
《法人の場合》 ※定款又は寄付行為	○	○						
※登記簿謄本	○	○	○					
《法人の場合》 ※変更役員の本籍地記載の住 民票及び登記事項証明書		○	○					
《個人の場合》 ※本籍地記載の住民票及び登 記事項証明書	○							
《未成年の場合》 ※代理人の本籍地記載の住民 票及び登記事項証明書					○			

※住民票は 3 ヶ月以内に発行された本籍地記載の住民票を提出してください。

※登記簿謄本、登記事項証明書等の官公庁が発行する書類は、3 ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

※登記事項証明書とは、成年後見登記にかかる証明書のことで、成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明するものです。(登記されていないことの証明書)

※政令で定める使用人とは次のとおりです。

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの。

- 一 本店又は支店（商人以外のものにあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの